

家畜衛生情報

台湾で口蹄疫(A型)の発生が確認されました！ 飼養衛生管理基準の遵守を徹底しましょう！

平成 27 年 5 月 8 日、台湾農業委員会から、金門（キンモン）県の牛飼育農場において口蹄疫（A 型）の発生が確認された旨の発表がありました。

東アジア地域では、近年、中国、韓国、モンゴル等において口蹄疫が続発しているところですが、我が国と人の往来や物流も盛んである台湾において発生が確認されたことにより、我が国への口蹄疫ウイルスの侵入リスクは一段と高い状況になったと考えられます。

飼養衛生管理基準の遵守による農場へのウイルス侵入防止を徹底するとともに、特に以下の点に留意し、防疫対策に万全を期すようお願いします。

- ①農場での人及び車両の出入りに当たり、消毒等を徹底しましょう。
- ②口蹄疫が発生している国・地域への渡航を自粛し、発生国・地域に滞在していたために口蹄疫ウイルスを伝播させる可能性のある人及び物品を農場に近づけないようにしましょう。
- ③口蹄疫を疑う症状を呈している家畜を発見した時は、遅滞なく、最寄りの家畜保健衛生所に届出をしましょう。

中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況・一部抜粋地図
 (農林水産省ホームページ、2013 年 1 月以降の発生、2015 年 5 月 8 日現在)



家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
上田支所	0268-23-1630	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232		

異状の通報は
 こちらへ